

デイサービスセンター白鳥ハイツ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人室蘭福祉事業協会が開設するデイサービスセンター白鳥ハイツ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第1号通所事業 通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員、機能訓練指導員及びその他の職員（以下「通所介護等従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態又は基本チェックリストで介護予防・生活支援サービス事業対象者と認定された者（以下「要介護状態等」という。）に対し、適正な指定通所介護及び第1号通所事業 通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護等従業者は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定通所介護及び第1号通所事業 通所介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター白鳥ハイツ
- (2) 所在地 室蘭市白鳥台4丁目8番1号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数（指定通所介護と第1号通所事業 通所介護を兼務）、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (3) 介護職員 3名以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (4) 看護職員 1名以上（非常勤、機能訓練指導員兼務）
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上（特養管理栄養士、短期入所栄養士兼務）
食事の献立作業、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 事業所の営業日は別表1のとおりとする。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前10時15分から午後3時45分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、25名（第1号通所事業 通所介護定員含む）とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護及び第1号通所事業 通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
 - ア 排せつの介助
 - イ 移動の介助
 - ウ その他必要な身体の介護
- (2) 入浴の介護
 - ア 入浴の形態
 - ①一般浴槽による入浴
 - ②特殊浴槽による入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 送迎
- (5) 食事の介護
- (6) 相談・助言

(利用料等)

第8条 指定通所介護及び第1号通所事業 通所介護を提供した場合の利用料

の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び第1号通所事業 通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払いを別表2のとおり契約者から徴収する。

- (1) 食費
- (2) オムツ代
- (3) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び第1号通所事業 通所介護の送迎に要した費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の送迎費は、次の額を徴収する。
 - ア 事業所から、片道おおむね15キロメートル未満300円
 - イ 事業所から、片道おおむね15キロメートル以上500円
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護及び第1号通所事業 通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- (5) 利用予定の前日までに利用の中止の申し出がない場合は、利用者の体調不良等正当な事由がある場合を除き、取消料として、当日の利用料金の自己負担額を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、室蘭市全域、並びに伊達市(南黄金町・北黄金町・南稀府町・中稀府町・北稀府町)の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとし、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。また、心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護等従業者は、現に指定通所介護及び第1号通所事業 通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを市町村に通報するものとする。

(緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き)

第14条 当施設におけるサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動の制限を行わないこととする。

施設は、前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行うものとする。

- (1) 身体拘束適正化検討委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 当該入所者又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年12月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年 8月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年10月 1日から施行する。

- 附 則
1 この規程は、平成20年11月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成21年11月24日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成24年11月19日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成29年6月17日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成30年1月8日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成30年7月17日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成30年8月27日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 2年 4月 17日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 2年 5月 12日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 2年 9月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 2年 11月 10日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 3年 10月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 3年 11月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 4年 2月 4日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 4年 3月 24日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 4年 5月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 5年 6月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

《別表 1》

デイサービスセンター白鳥ハイツ運営規程第5条第1項第1号に掲げる営業日

2025年 4月						2025年 5月						2025年 6月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1 営業	2 営業	3 営業	4 営業	5 営業					1 営業	2 営業	3	1	2 営業	3 営業	4 営業	5 営業	6 営業	7 営業
6	7 営業	8 営業	9 営業	10 営業	11 営業	12 営業	4	5	6	7 営業	8 営業	9 営業	10 営業	8	9 営業	10 営業	11 営業	12 営業	13 営業	14 営業
13	14 営業	15 営業	16 営業	17 営業	18 営業	19 営業	11	12 営業	13 営業	14 営業	15 営業	16 営業	17 営業	15	16 営業	17 営業	18 営業	19 営業	20 営業	21 営業
20	21 営業	22 営業	23 営業	24 営業	25 営業	26 営業	18	19 営業	20 営業	21 営業	22 営業	23 営業	24 営業	22	23 営業	24 営業	25 営業	26 営業	27 営業	28 営業
27	28 営業	29	30 営業				25	26 営業	27 営業	28 営業	29 営業	30 営業	31 営業	29	30 営業					
2025年 7月						2025年 8月						2025年 9月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1 営業	2 営業	3 営業	4 営業	5 営業						1 営業	2 営業		1 営業	2 営業	3 営業	4 営業	5 営業	6 営業
6	7 営業	8 営業	9 営業	10 営業	11 営業	12 営業	3	4 営業	5 営業	6 営業	7 営業	8 営業	9 営業	7	8 営業	9 営業	10 営業	11 営業	12 営業	13 営業
13	14 営業	15 営業	16 営業	17 営業	18 営業	19 営業	10	11 営業	12 営業	13 営業	14 営業	15 営業	16 営業	14	15 営業	16 営業	17 営業	18 営業	19 営業	20 営業
20	21 営業	22 営業	23 営業	24 営業	25 営業	26 営業	17	18 営業	19 営業	20 営業	21 営業	22 営業	23 営業	21	22 営業	23 営業	24 営業	25 営業	26 営業	27 営業
27	28 営業	29 営業	30 営業	31 営業			24	25 営業	26 営業	27 営業	28 営業	29 営業	30 営業	28	29 営業	30 営業				
							31													
2025年 10月						2025年 11月						2025年 12月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1 営業	2 営業	3 営業	4 営業							1 営業		1 営業	2 営業	3 営業	4 営業	5 営業	6 営業
5	6 営業	7 営業	8 営業	9 営業	10 営業	11 営業	2	3 営業	4 営業	5 営業	6 営業	7 営業	8 営業	7	8 営業	9 営業	10 営業	11 営業	12 営業	13 営業
12	13 営業	14 営業	15 営業	16 営業	17 営業	18 営業	9	10 営業	11 営業	12 営業	13 営業	14 営業	15 営業	14	15 営業	16 営業	17 営業	18 営業	19 営業	20 営業
19	20 営業	21 営業	22 営業	23 営業	24 営業	25 営業	16	17 営業	18 営業	19 営業	20 営業	21 営業	22 営業	21	22 営業	23 営業	24 営業	25 営業	26 営業	27 営業
26	27 営業	28 営業	29 営業	30 営業	31 営業		23	24 営業	25 営業	26 営業	27 営業	28 営業	29 営業	28	29 営業	30 営業	31 営業			
							30													
2026年 1月						2026年 2月						2026年 3月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2 営業	3 営業	4 営業	5 営業	6 営業	7 営業	1	2 営業	3 営業	4 営業	5 営業	6 営業	7 営業
4	5 営業	6 営業	7 営業	8 営業	9 営業	10 営業	8	9 営業	10 営業	11 営業	12 営業	13 営業	14 営業	8	9 営業	10 営業	11 営業	12 営業	13 営業	14 営業
11	12 営業	13 営業	14 営業	15 営業	16 営業	17 営業	15	16 営業	17 営業	18 営業	19 営業	20 営業	21 営業	15	16 営業	17 営業	18 営業	19 営業	20 営業	21 営業
18	19 営業	20 営業	21 営業	22 営業	23 営業	24 営業	22	23 営業	24 営業	25 営業	26 営業	27 営業	28 営業	22	23 営業	24 営業	25 営業	26 営業	27 営業	28 営業
25	26 営業	27 営業	28 営業	29 営業	30 営業	31 営業								29	30 営業	31 営業				

《別表2》

デイサービスセンター白鳥ハイツ運営規程第8条第2項に掲げる費用

① 食事代

内 容	単 位	金 額
食材料費及び調理費	1回	650円

② レクリエーション・クラブ活動費用

品 名	単 位	価 格
レクリエーション・クラブ活動参加時に かかる材料代等	1回	要した費用の 実 費

③ 日常生活上必要となる諸費用（日常生活品の購入代金等一覧）

品 名	個 数	価 格
紙オムツM（パンツ式）	1枚	80円
紙オムツL（パンツ式）	1枚	111円
紙オムツLL（パンツ式）	1枚	126円
紙オムツ（パット式）	1枚	31円